

令和7年度 生徒心得

(規定集一部抜粋)

生徒心得は学校生活の基準を示したものである。生徒は高い知性と良識をもって生活するように努めなければならない。

◎ 礼儀について

- 1 本校職員、来校者に対して挨拶を行う。
- 2 生徒相互間においても敬愛の念をもって挨拶を行う。

◎ 服装、身だしなみについて

- 1 服装および身だしなみは清潔、質素、端正を旨とする。
- 2 制服は本校指定のものとする。細部については別に定める。

◎ 校内生活について

- 1 登校後、授業終了までは外出をしない。やむを得ない場合は学級担任に届ける。
- 2 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合は学級担任に届ける。なお病気のため欠席が長期にわたる場合は医師の診断書を提出する場合がある。
- 3 校内の掲示、放送等については係の先生の許可を得て行う。

◎ 下宿、住所変更について

下宿先や住所が変更した場合は学級担任に届ける。

◎ 校外生活について

- 1 飲酒、喫煙、暴力行為等は絶対にしてはならない。また、ノンアルコールビールやニコチン・タール等を含まない電子タバコ等の飲酒・喫煙類似行為も同様とする。
- 2 旅行、登山、キャンプ、合宿等は保護者の承諾を得る。
- 3 アルバイトについては所定の様式によりあらかじめ学級担任をととして学校に届け出て許可を得る。
- 4 夜間の外出、外泊は厳に慎む。
- 5 パチンコ店、居酒屋等の高校生として好ましくないとされる場所に入出入りしてはならない。
- 6 校外で生徒自身が関わる事故災害が発生した時は、速やかに学級担任に連絡し、適切な指示を受ける。
- 7 交通事故・違反の発生を防止するため、別に交通安全指導規則を定める。

令和5年12月20日一部改正

本校の服装規定の意味

「制服を正しく着こなす」ことは、以下の点で重要です。

- (1) 本校生徒としての自覚を持ち、ルール・マナーを守る第一歩であること。
- (2) 成長段階にある生徒の健康を保持・補助する役割があること。
- (3) 性犯罪(痴漢・盗撮)などの事件・事故への遭遇を未然に防止すること。

1 服装・頭髪規則

I 服装について

- (1) 服装は本校指定のものを正しく身につける。
- (2) 登下校時は制服を着用し、靴履きとする。
- (3) 実習時および体育時の服装は本校指定のものを着用する。
- (4) 式典の際は正装で臨むものとする。
- (5) やむを得ず指定外の服装をする場合は学級担任に願い出て許可を得る。

〈正装〉

- ① 本校指定の制服（上着・スラックス夏冬用・スカート・ネクタイ）
- ② 白のワイシャツ・ブラウス
（ワイシャツ・ブラウスの裾はスラックス・スカートの中に入れる）
- ③ 本校指定のベスト・セーター

〈夏季略装〉

- ① ワイシャツ・ブラウス・スラックス・スカート・指定ベスト・指定セーター
（ネクタイははずしてもよい）

〈その他〉

- ① 指定ベスト・セーター以外（カーディガン、パーカーなど）は着用できない。
（パーカーについては防寒着として上着の上に着用するものは可とする）
- ② ソックスは白、紺など地味な色とし、ストッキング、タイツを着用してもよい。
（異形や華美な色のソックス、模様のストッキング、タイツの着用は認めない）
- ③ 制服の加工や破れ、ほつれ等で修復が不可能な場合は再購入とする。
- ④ クラブ活動などの学校教育活動に参加する場合は、担当職員（顧問など）の指示に従う。

II 頭髪について

- (1) 頭髪は定期的に手入れをし、清潔を保つ。
- (2) 派手な型・ほう髪（伸ばし放題で整えられていない髪型）・パーマ・毛染め等の特殊加工はしない。
- (3) 華美なヘアピン等は使用しない。

III その他

- (1) ピアス・ネックレス・指輪・カラーコンタクト等の装飾品は着用しない。
- (2) 化粧・マニキュア等はない。

令和7年4月1日一部改正

2 交通安全指導規則

I 自転車について

1 自転車通学について

- (1) 交通法規を遵守し安全運転に努める。
- (2) 自転車通学は届出制とし、希望する生徒は入学時に学級担任に申し出て別紙「自転車通学届」を学校に提出する。（最寄り駅など途中利用する場合も同様とする。）
- (3) 自転車通学に特定小型原動機付自転車は使用できない。
- (4) 自転車通学者は毎年4月に自転車整備点検を受け、全ての点検項目に合格した時点で通学許可とする。
- (5) 通学する自転車には許可番号（ステッカー）を購入し、所定位置（後輪フェンダー）に貼付する。
- (6) 新規に通学を希望する、または届の記載事項に変更があった場合は、速やかに「自転車通学届」を提出し、所定の手続きを経て通学許可を得る。
- (7) TSマーク付帯保険など、自転車損害賠償責任保険に加入していない場合は通学を許可しない。
- (8) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化に伴い、本校では自転車乗車中のヘルメット着用を推奨する。
- (9) 冬期間（12月～3月）、特に降雪時には自転車通学を禁止とする。また家庭での使用も極力自粛する。
- (10) 自転車通学に適さない事実（道路交通法違反、改造自転車の使用など）が発覚した場合には通学許可を取り消すことがある。

II 原動機付自転車について（以下原付バイクとする）

1 運転免許取得について

- (1) 運転免許取得については学校の学習活動や学校行事が優先する。学校を欠席し取得することは許可しない。
- (2) 原付バイク免許の受験および取得の時期は第1学年の1学期終業以降とする。
- (3) 学校は生徒の受験資格等検討したうえで運転免許受験および取得を許可する。
- (4) 受験を希望する生徒は学級担任に申し出て、別紙「原付免許受験届」を学校に提出する。
- (5) 原付バイク免許を取得した生徒は学級担任に申し出て、別紙「原付免許取得届」を学校に提出する。

2 原付バイクの使用について

- (1) 交通法規を遵守し安全運転に努める。
- (2) 原付バイクの改造はしない。
- (3) ヘルメットはフルフェイス型またはジェット型を使用する。
- (4) 適切な服装（靴履き・長袖・長ズボン等）で運転をする。
- (5) 原付バイクは原付一種免許区分以下の車両に限り許可する。
- (6) 原付バイクの貸借は禁止する。
- (7) 原付バイクの使用は天候に応じて判断し、悪天候下（台風・降雪時など）での使用は自粛す

る。

- (8) 交通違反、事故等（自損事故も含む）を起こした際は速やかに学級担任に申し出る。

3 原動機付自転車（原付バイク）の通学について

- (1) 通学に使用する車両は原付一種免許区分以下の車両に限る。特定小型原付は使用できない。
- (2) 原付バイク通学は2年時以降とし、学校を中心とする半径6 km円外を原則とする。ただし、長距離の場合は学級担任・生徒指導部で審議する。
- (3) 原付バイク通学を希望する者（最寄駅など途中利用する場合も含む）は、「バイク通学届」を学級担任に提出する。
- (4) 原付バイク通学者は学校が実施する実技講習会を必ず受講し、車体検査にて全ての点検項目に合格した時点で通学許可とする。
- (5) 通学に使用する原付バイクは車体検査を受け不備がない場合に、許可番号（ステッカー）を購入し所定位置に貼付する。
- (6) 届の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出る。
- (7) 原付バイク通学に際して適切な服装（靴履き・長袖・スラックス）で運転をする。
- (8) 無許可原付バイク通学および原付バイクの放置が判明した場合は厳重に指導する。
- (9) 冬期間（12月～3月）、特に降雪時にはバイク通学を禁止とする。また、家庭での使用も自粛する。
- (10) 原付バイク通学を許可された後においても、使用不相当と認めた事実（道路交通法違反、使用方法不相当、改造車の使用、半キャップの使用など）が発覚した場合には通学許可を取り消すことがある。
- (11) 上記規則に違反し、再三の指導にも従わない場合には、特別指導の対象とする場合がある。

III 普通自動車について

1 普通自動車運転免許取得について（準中型免許取得も含む）

- (1) 普通自動車運転免許取得については学校の学習活動や学校行事が優先する。
- (2) 普通自動車運転免許取得のための自動車学校への入校の時期は、第3学年の1学期終業以降とする。（ただし、考査1週間前から考査期間中の入校・通学は禁止とする）
- (3) 取得を希望する生徒は、別紙「自動車学校入校届」を学級担任に提出する。
- (4) 学校は生徒の受験資格等検討したうえで自動車学校入校および普通自動車免許取得を許可する。
- (5) 普通自動車運転免許を取得した生徒は学級担任に申し出て、別紙「普通免許取得届」を学校に提出する。
- (6) 自動車通学は禁止とする。
- (7) 免許取得後、原則として自動車は運転しない。使用不相当と認めた事実（道路交通法違反など）が発覚した場合は、特別指導の対象とすることがある。

IV 無届受験及び無届取得について（原動機付自転車・普通自動車）

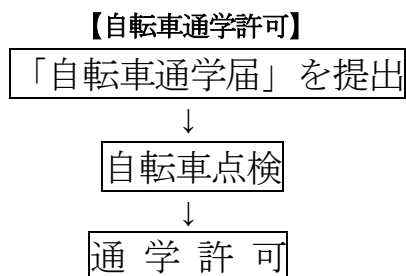
- 1 学校に無届けで運転免許証を取得している事実が判明した場合、厳重指導のうえ、保護者と相談し、免許証を学校が預かり保管することがある。

- 2 学校に無届けで自動車学校に通学している事実が判明した場合は、一定期間、自動車学校の通学を禁止とすることがある。

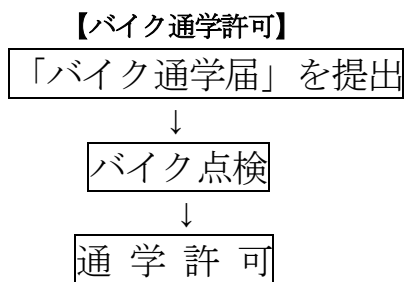
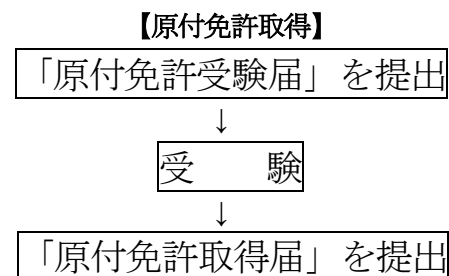
V 小型自動二輪及び普通自動二輪について

- 1 小型自動二輪・普通自動二輪の免許取得は禁止とする。取得事実が発覚した場合は特別指導の対象とする。

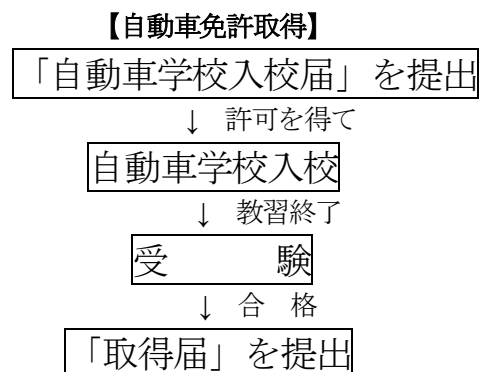
交通関係各種許可手続き



※通学自転車や自転車保険等を変更した際は、新規に自転車通学届を提出すること。



※バイク通学者は、必ず実技講習会を受講すること。



3 アルバイト規定

- (1) アルバイトはその職種、必要性、家庭の状況、本人の成績、性行等について考慮し、適当と判断した場合のみ校長が許可する。
- (2) 学校としてアルバイトは推奨しないが、家庭の事情によりアルバイトを希望する場合は、所定の手続きによって保護者が届け出る。(許可の申請)
- (3) 長期休業中以外の通年のアルバイトは原則禁止とするが、アルバイト許可の申請があった場合は担任と生徒指導部で審議し、特別に許可することがある。
- (4) アルバイト許可の申請は第1学年の1学期終業まで禁止とする。
- (5) 成績が著しく不振な場合は認めない。
- (6) 通年アルバイトの場合は週3日以内とする。(長期休業中はその限りではない)
- (7) 考査期間(1週間前から終了まで)は禁止とする。
- (8) 年度をこえてアルバイトを継続する場合は、年度ごとに届を提出する。
- (9) 記載内容に変更が生じた場合は届を再提出する。
- (10) 次の各項に該当するアルバイトは禁止する。
 - ①危険を伴う業務
 - ②午後9時以降の業務(就労終了の時間は午後9時までとする)
 - ③主に酒類を提供する飲食店またはパチンコ店や未成年者出入り禁止店等の業務
 - ④宿泊が伴う業務
 - ⑤通勤距離が著しく遠い業務
 - ⑥その他、教育上好ましくない業務
- (11) 無届けでアルバイトをした場合は厳重に指導する。
- (12) アルバイトによる欠席・欠課は認めない。
- (13) アルバイト許可があった場合でも、学校生活に支障が生じたり、学業成績が不振な場合は許可を取り消すことがある。
- (14) 特別な事情により、保護者の申し出のあるものについては別途に審議する。

令和7年4月1日改正

生徒指導規定は学校HPに掲載しました。毎年見直しを行いますので最新の規定を各自で確認してください。(服装・頭髪、交通安全、アルバイト、各種申請の流れなど)